

九戸村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

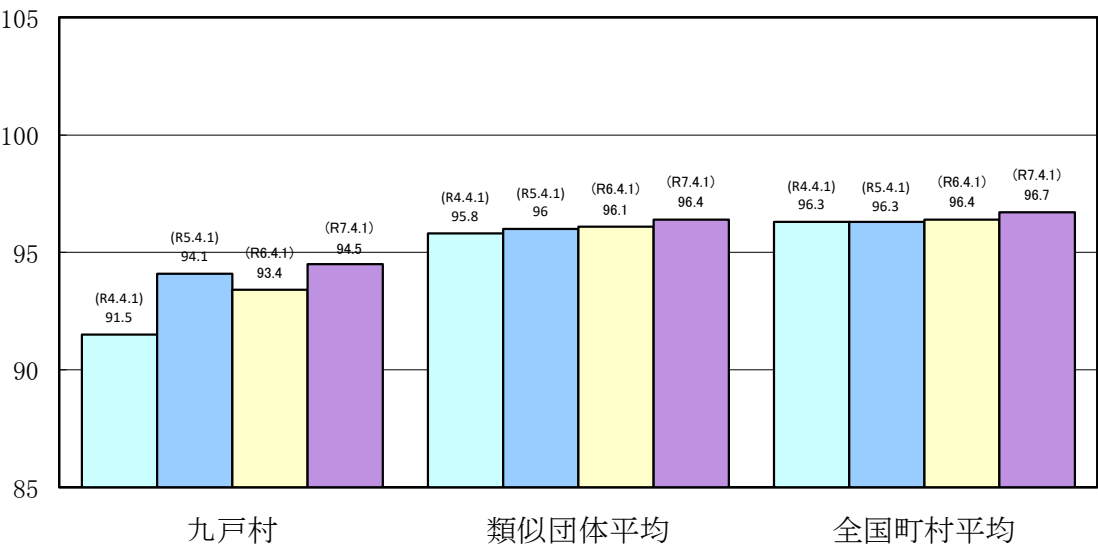
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
6	5,084	4,978,505	96,987	951,516	19.1	15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6	71	243,209	37,040	94,049	374,298	5,272	5,865

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、②3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえて記載すること）

該当なし

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3給から7給までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

【給料表の改定実施時期】 令和7年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から5級までの初号近辺の号級をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。）
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し

扶養手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直し実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九 戸 村	40.3 歳	288,700 円	333,171 円	310,187 円
岩 手 県	42.4 歳	331,300 円	399,404 円	360,341 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	— 円
類似団体	41.5 歳	314,125 円	360,652 円	343,827 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		九 戸 村	岩手県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	227,300 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	195,800 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～30年	経験年数30～34年
一般行政職	大 学 卒	270,100 円	355,600 円	380,300 円	— 円
	高 校 卒	254,300 円	299,200 円	360,800 円	388,100 円

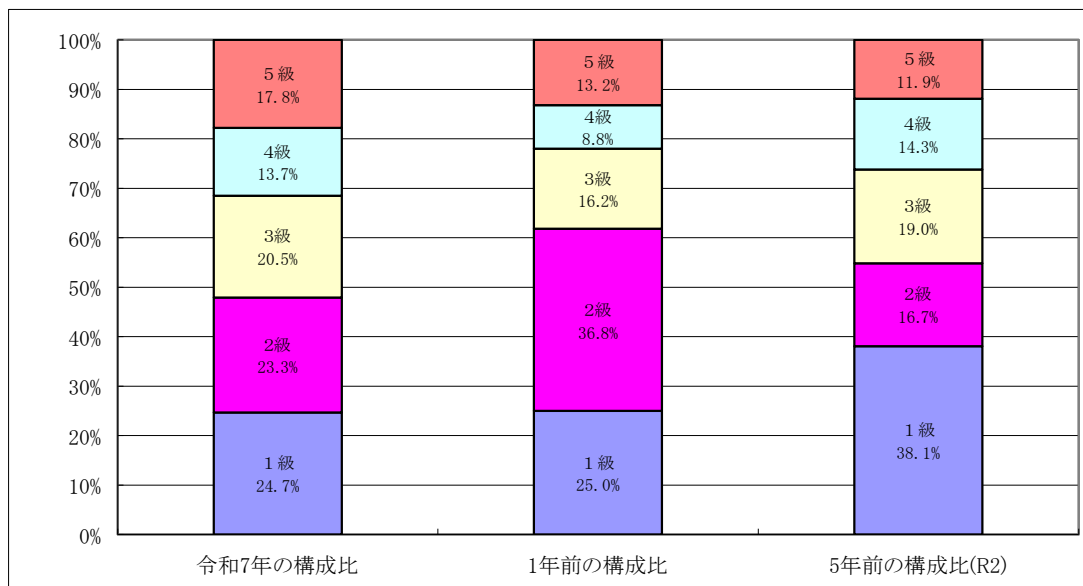
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

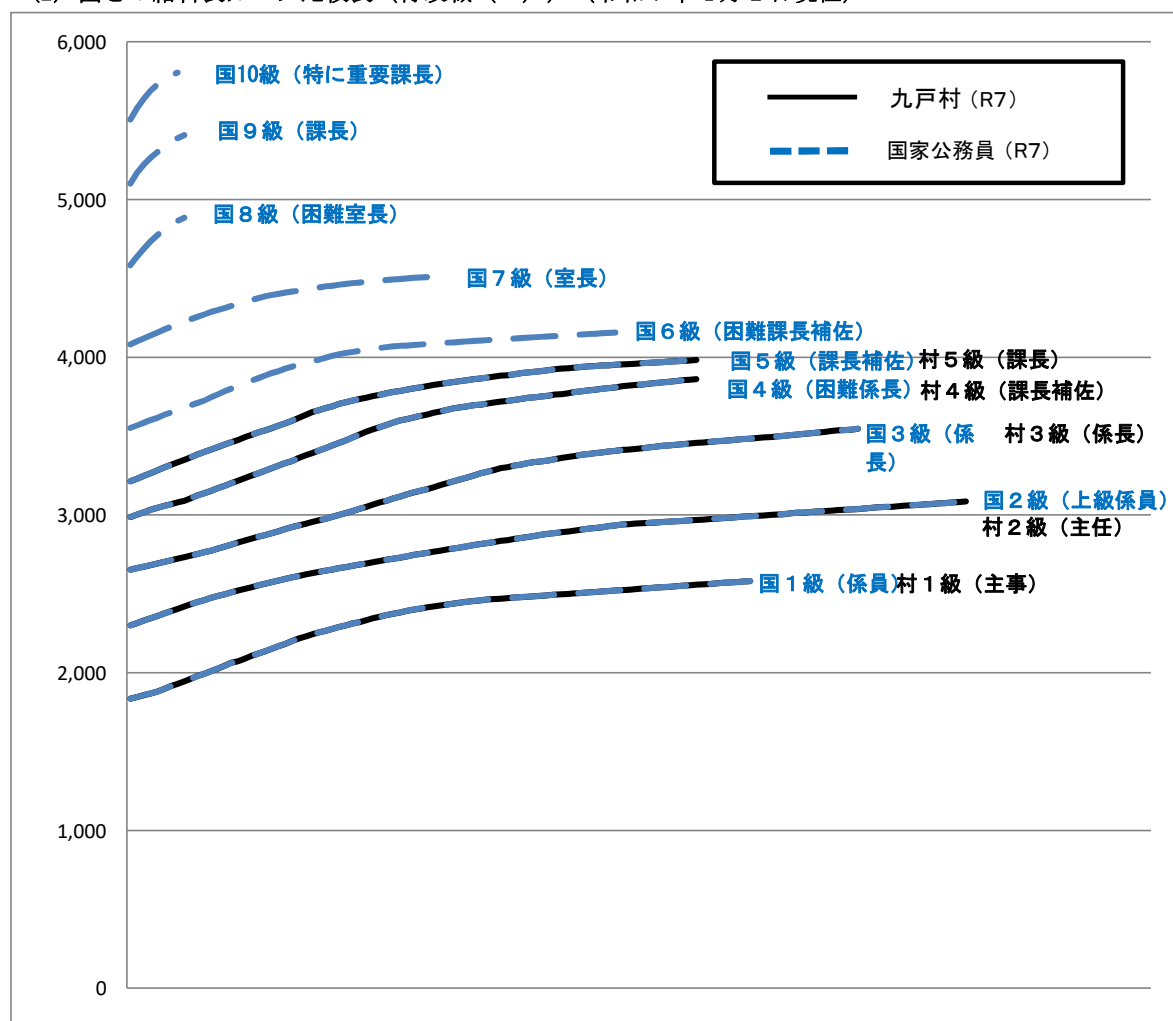
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	18 人	24.7%	183,500 円	258,100 円
2 級	主任	17 人	23.3%	230,000 円	308,500 円
3 級	係長	15 人	20.5%	265,300 円	354,700 円
4 級	課長補佐	10 人	13.7%	298,800 円	386,100 円
5 級	課長	13 人	17.8%	321,300 円	398,200 円

(注) 1 九戸村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（九戸村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九 戸 村	岩 手 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,343 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,858 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当の人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

九 戸 村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 2,007 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			14 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0.1 %	
手当の種類（手当数）			4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	村税等の徴収事務に従事する職員	村税等の徴収事務 (勤務率 月15日以上100分の100、月15日未満100分の50)	千円 —	給料月額100分の4に勤務率を乗じた額
防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合に当該処理作業に従事したとき	1千円 —	1日につき200円
用地買収交渉手当	用地交渉の業務に従事した職員	現地において用地買収のための交渉業務	千円 —	1日につき150円
除雪作業手当	除雪作業に従事した職員	職員が除雪作業に従事したとき	千円 —	1時間につき250円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	9,305 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	126 千円
支給実績（令和5年度決算）	8,641 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	129 千円

※ 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		4,650 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		67,380 円
支給対象地域	世帯主の区分	支給額（月額）
国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域	世帯主である職員（扶養親族のある職員）	19,800 円
	世帯主である職員（その他の世帯主である職員）	11,400 円
	その他の職員	8,200 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる理由	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 月額3,000円 その他 月額6,500円 子 11,500円（特定扶養加算有）	同	—	8,347 千円	252,939 円
住居手当	賃貸住宅入居者等（家賃12,000円以上を払っている者）に支給（月額27,000円以下）	同	—	3,979 千円	209,421 円
通勤手当	通勤のため片道2km以上交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給（月額：交通機関利用者50,000円以下、交通用具利用者18,600円以下）	異	交通用具等使用者に係る使用距離区分及び支給額が異なる	4,565 千円	80,088 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,700円）	同	—	537 千円	13,769 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額：給料月額×5/100以下）	異	国では俸給の特別調整額として支給	2,281 千円	228,100 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は休日等に勤務した場合に支給（勤務1回：6,000円以下）	同		— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給料月額等			
給料	村 長 副 村 長	610,000 円 — 円 500,000 円 — 円	(参考) 類似団体における最高／最低額			
			843,000 円／ 506,100 円			
			700,000 円／ 434,200 円			
報酬	議 長 副 議 長 議 員	230,000 円 — 円 182,000 円 — 円 165,000 円 — 円	337,000 円／ 230,000 円			
			280,000 円／ 182,000 円			
			258,000 円／ 165,000 円			
期末手当	村 長	(令和6年度支給割合)				
		3.45 月分				
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合)				
		3.45 月分				
退職手当	村 長 副 村 長	(算定方式)				
		(1期の手当額)				
		(支給時期)				
		退職時の給料月額×40.38／100×在職月数 11,823,264 円 任期毎				
退職時の給料月額×23.28／100×在職月数 5,587,200 円 任期毎						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

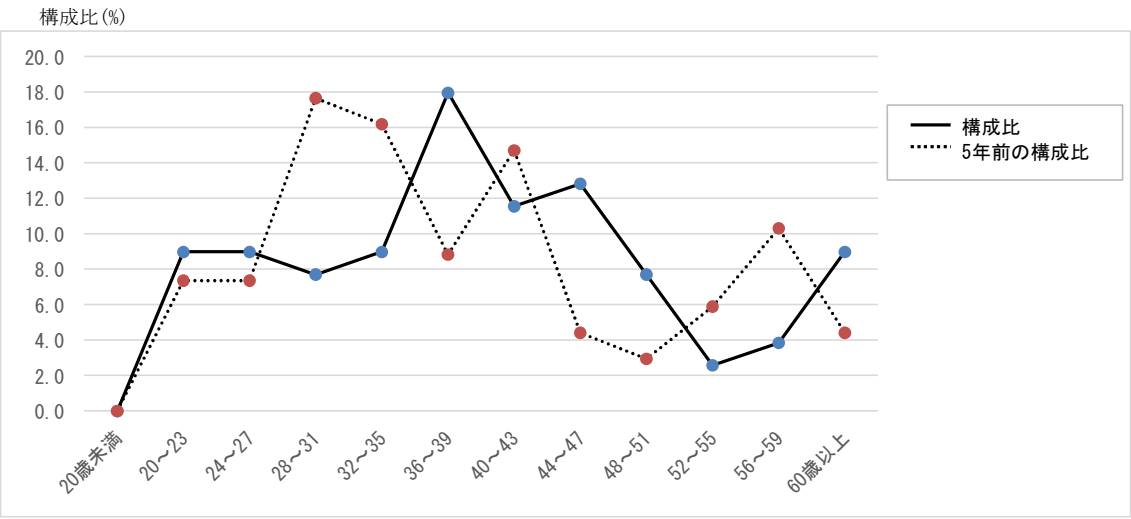
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0
		総 務	18	18	0
		税 務	4	4	0
		民 生	17	17	0
		衛 生	6	6	0
		農林水産	8	8	0
		商 工	2	2	0
		土 木	6	6	0
	計		63	63	0
	教 育 部 門		8	8	0
	小 計		71	71	0
公 会 計 企 業 部 門 等	水 道		2	2	0
	下 水 道		2	2	0
	そ の 他		3	3	0
	小 計		7	7	0
	合 計		78	78	0
		[85]	[85]	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.42 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	7人	6人	7人	14人	9人	10人	6人	2人	3人	7人	78人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	54	64	63	65	63	63	9 (16.7)
教育	7	7	6	6	8	8	1 (14.3)
消防							
普通会計	61	71	69	71	71	71	10 (16.4)
公営企業等会計	7	7	7	7	7	7	
総合計	68	78	76	78	78	78	10 (14.7)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
年度	千円	千円	千円	%	%
6	106,428	25,501	11,536	10.8%	10.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 九戸村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6	3	7,736	1,781	2,019	11,536	3,845	5,272

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収の状況（令和7年4月1日現在）

	平均年齢	基本給	平均月収額
九戸村	35.0 歳	278,650 円	374,934 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九戸村		九戸村（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,124 千円		1,343 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

九戸村			九戸村（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	2,007 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	300 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	150 千円
支給実績（令和5年度決算）	276 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	138 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる理由	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 月額3,000円 その他 月額6,500円 子 11,500円（特定扶養加算有）	同	—	0 千円	0 円
住居手当	賃貸住宅入居者等（家賃12,000円以上を払っている者）に支給（月額27,000円以下）	同	—	228 千円	228,000 円
通勤手当	通勤のため片道2km以上交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給（月額：交通機関利用者50,000円以下、交通用具利用者18,600円以下）	異	交通用具等使用者に係る使用距離区分及び支給額が異なる	172 千円	68,640 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,700円）	同	—	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額：給料月額×5/100以下）	異	国では俸給の特別調整額として支給	88 千円	88,470 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、現に支給地域に居住する職員に対して支給（月額8,200円～19,800円）	同	—	98 千円	49,000 円